

参 考 資 料

**共同運営システムの調査検討
中間報告書 要約版**

兵庫県電子自治体推進協議会

INDEX

1	調査の目的とスケジュール	
1.1	調査の目的	1
1.2	調査のスケジュール	1
2	現状調査	
2.1	市町の情報通信基盤整備状況	2
2.2	市町のシステム化状況	3
3	共同運営システムに対するメリットと課題	
3.1	共同運営システムに対するメリット	5
3.2	共同運営システムに対する課題	6
4	業務システムの共同運営化	
4.1	各業務システムの共同運営化に対するメリットの有無	7
4.2	各業務システムにおける、国等の標準化動向	8
4.3	兵庫県における各業務システムの導入スケジュール感	9
5	電子申請システムの共同運営化	
5.1	電子申請システムの業務概要	10
5.2	電子申請システムの業務機能	11
5.3	電子申請システムを共同運営化することに対するメリットと課題	12
5.4	電子申請システムの共同化範囲	13
5.5	各手続の年間受付件数	14
5.6	年間受付件数と手続数	15
5.7	電子申請業務の機能構成	17
6	運営方式	
6.1	共同運営の契約形態	18
6.2	契約形態の特徴	19

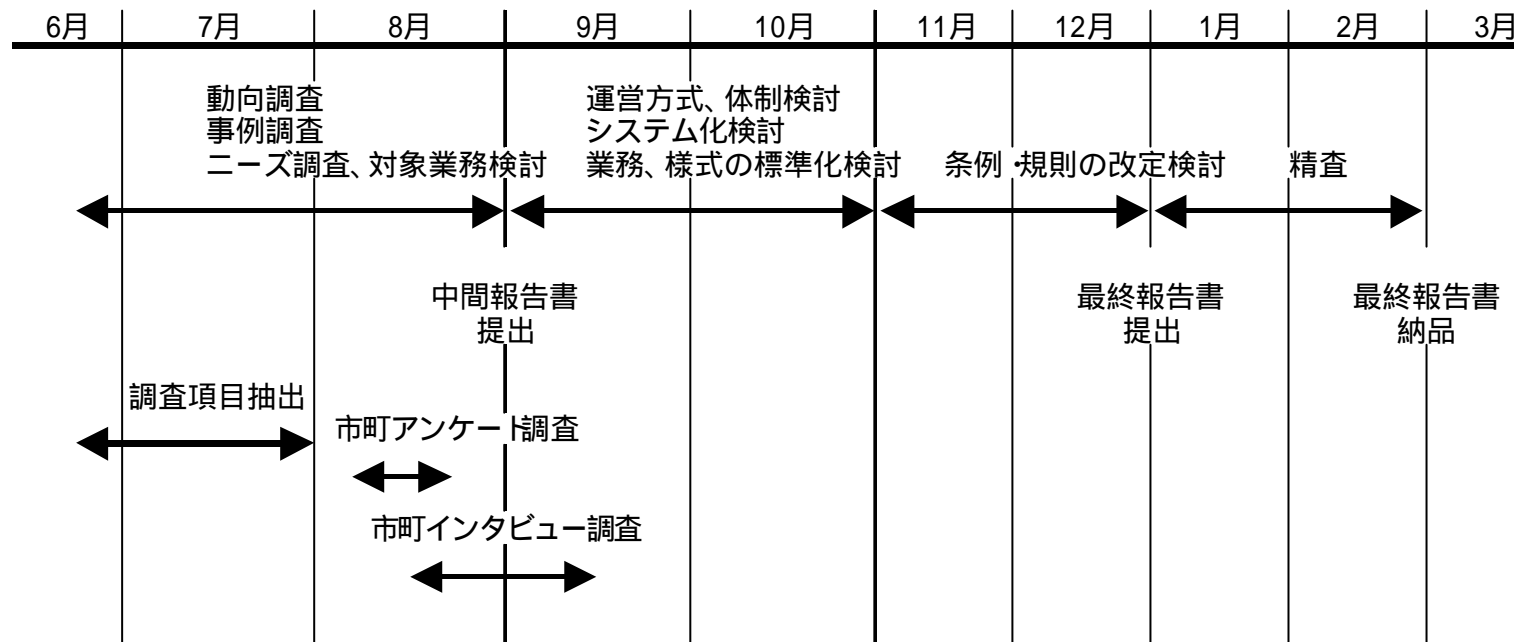
1 調査の目的とスケジュール

1.1 調査の目的

県・市町が一体となって効率的に電子自治体の構築を進めるため、市町のニーズと情報化の実態を把握し、システムの共同運営化に向けて必要となる経費や開発運用体制について調査検討する。

1.2 調査のスケジュール

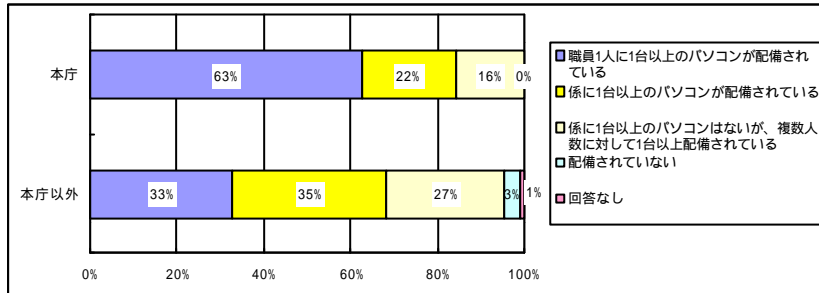
本調査の期間は、平成14年6月～15年2月である。



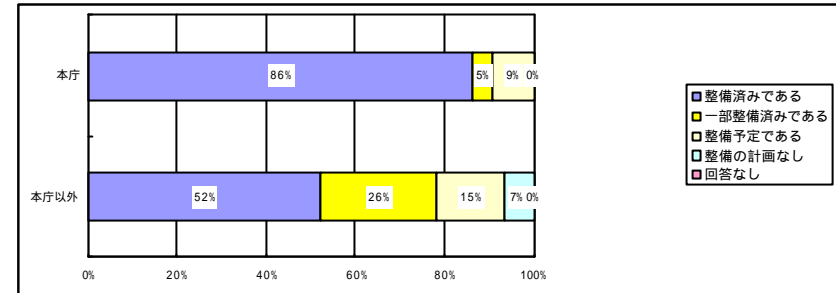
2 現状調査

2.1 市町の情報通信基盤整備状況

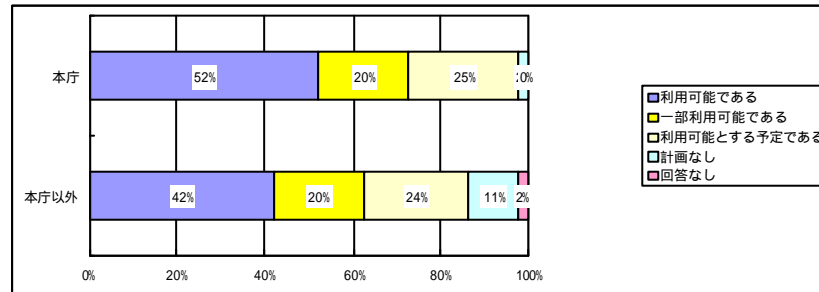
各市町におけるパソコンの配備状況や庁内LANの整備状況等、各種システムを利用するための情報通信基盤の整備状況について調査した。



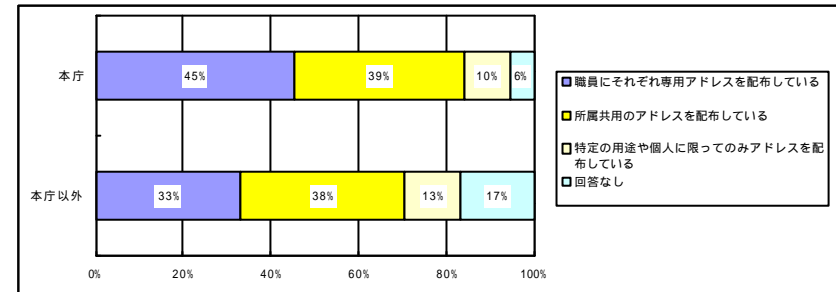
パソコンの配備状況



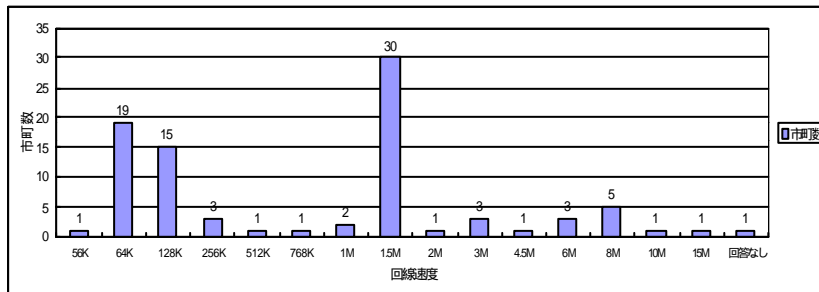
LANの整備状況



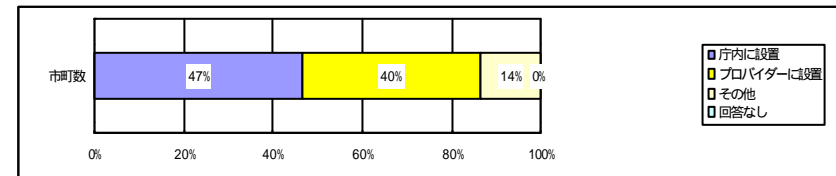
インターネット利用状況



メールアドレス配布状況



インターネット回線容量

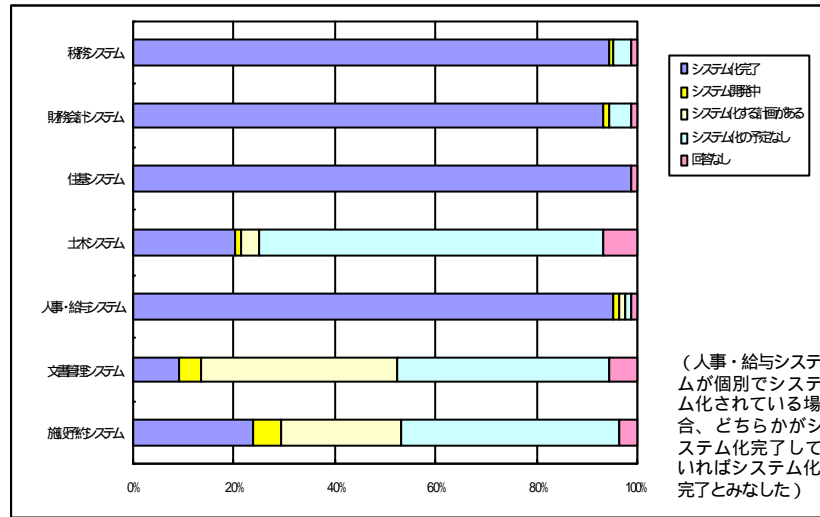


Webサーバの設置場所

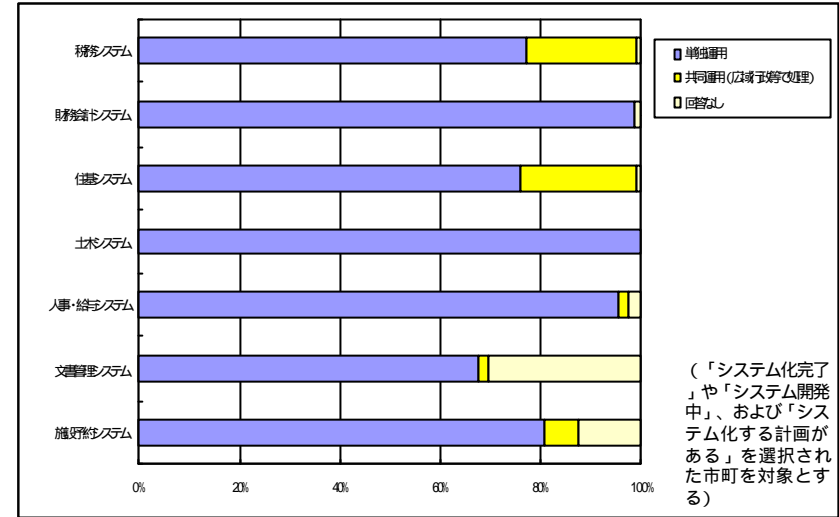
2 現状調査

2.2 市町のシステム化状況

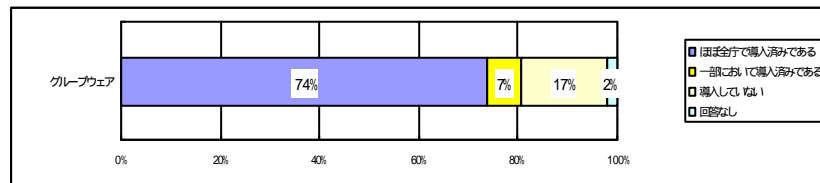
各市町のシステム化進展状況や運用形態および運営体制について調査した。



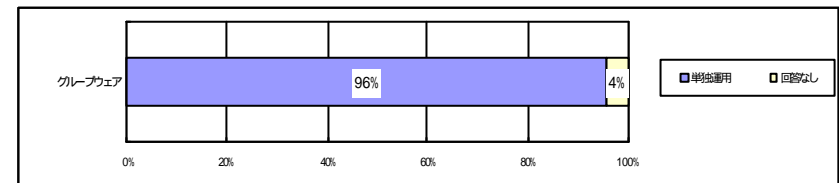
システム進展状況



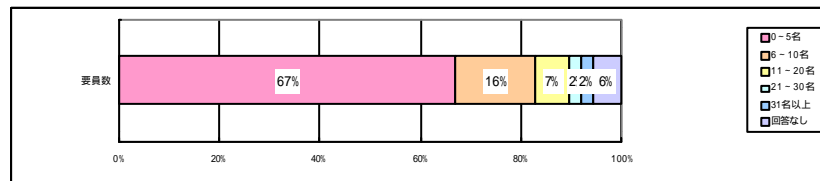
システム運用形態



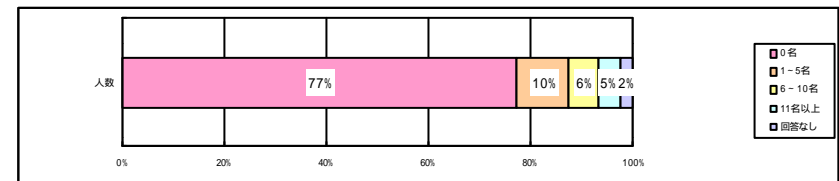
グループウェア進展状況



グループウェア運用形態

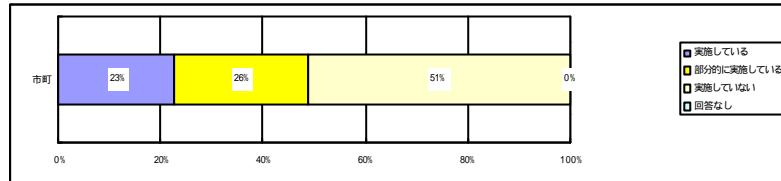


情報システム部門の要員数

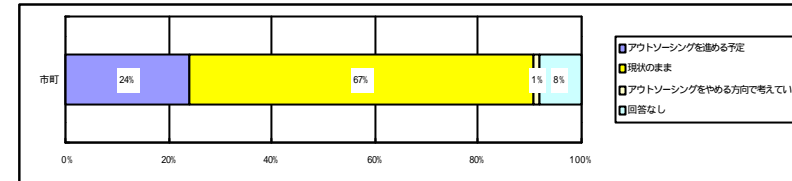


SEおよびオペレーター人数

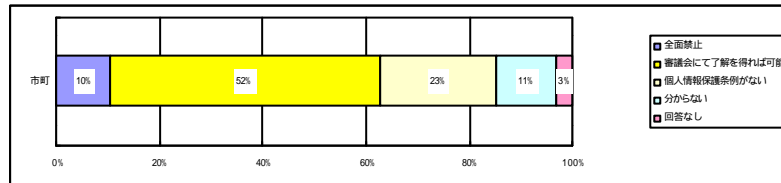
2 現状調査



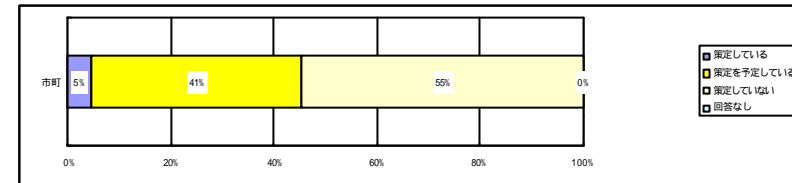
現在のアウトソーシング



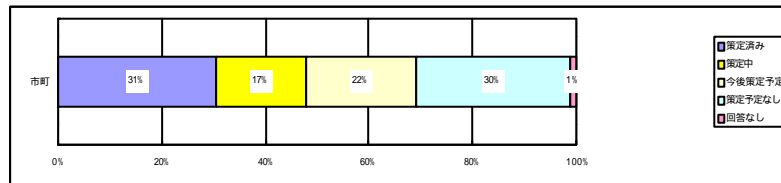
今後のアウトソーシング



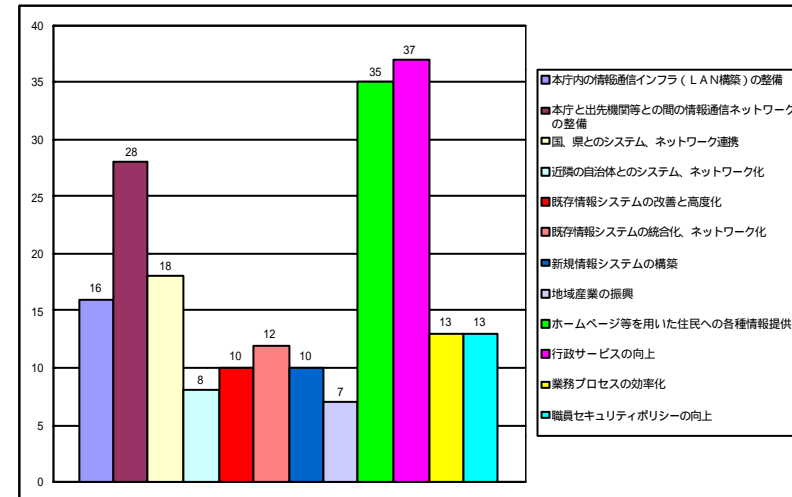
個人情報保護条例のオンライン結合



セキュリティポリシーの策定



情報化計画の策定

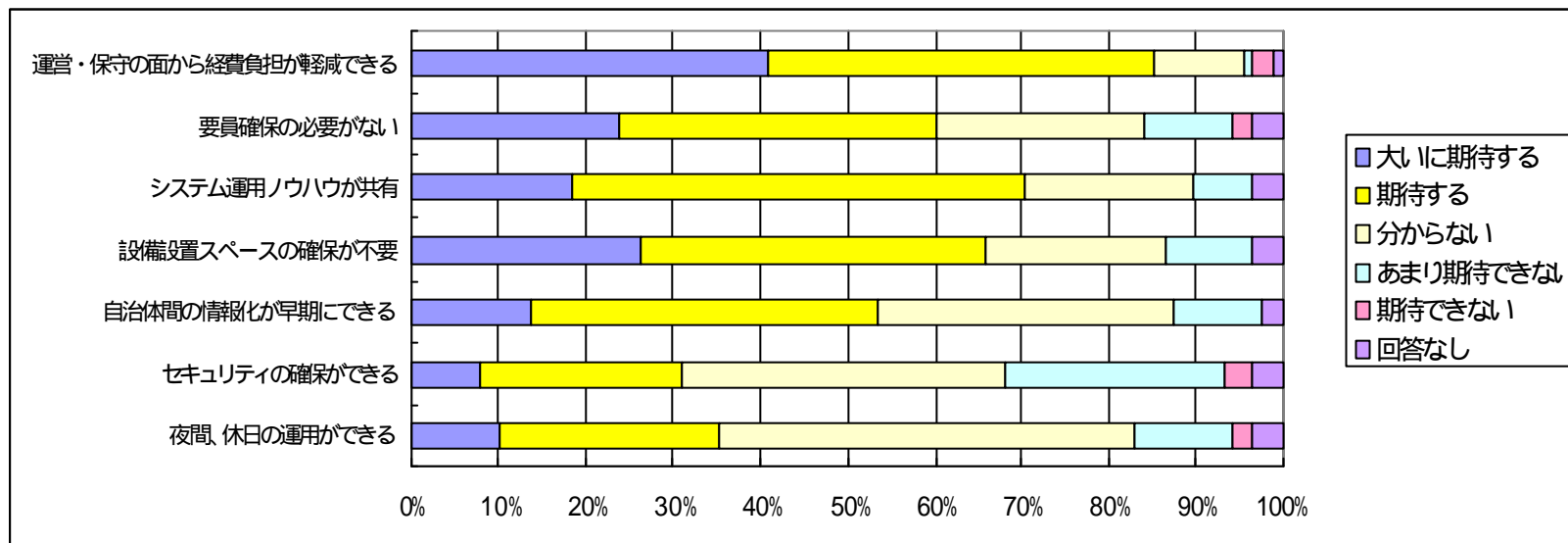


情報化計画における重視項目

3 共同運営システムに対するメリットと課題

3.1 共同運営システムに対するメリット

システムに係るコストやファシリティに関する期待が高いことがわかる。



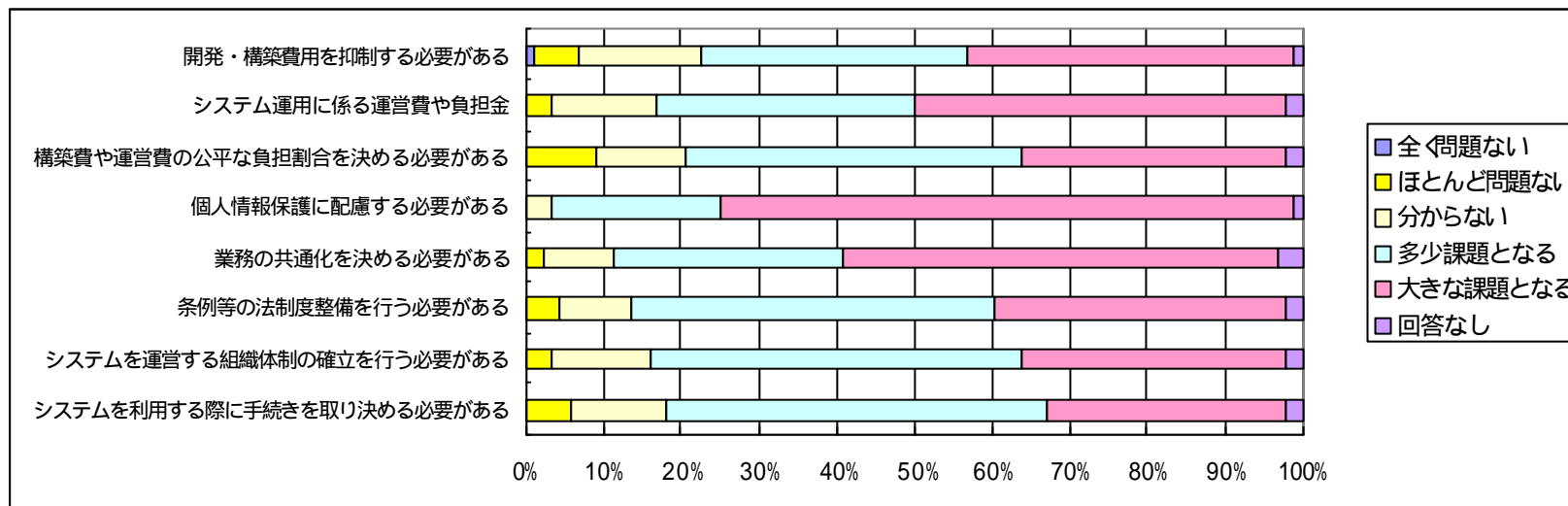
(その他のメリット)

- ・技術的専門職員の共有
- ・システム改築の早期着手が可能

3 共同運営システムに対するメリットと課題

3.2 共同運営システムに対する課題

全般的に課題としてのとらえ方が重い傾向にある。特に個人情報保護や制度・体制の整備が重要である。



- ・住民に対する意識啓発、PR
- ・各自治体におけるカスタマイズ
- ・共同運営システムが他のシステムと比べて常に、より市民にとってメリットのあるものであり続けることのできるよう、運営体制を考慮する必要がある
- ・共同運営する団体による定期的な調整が必要である

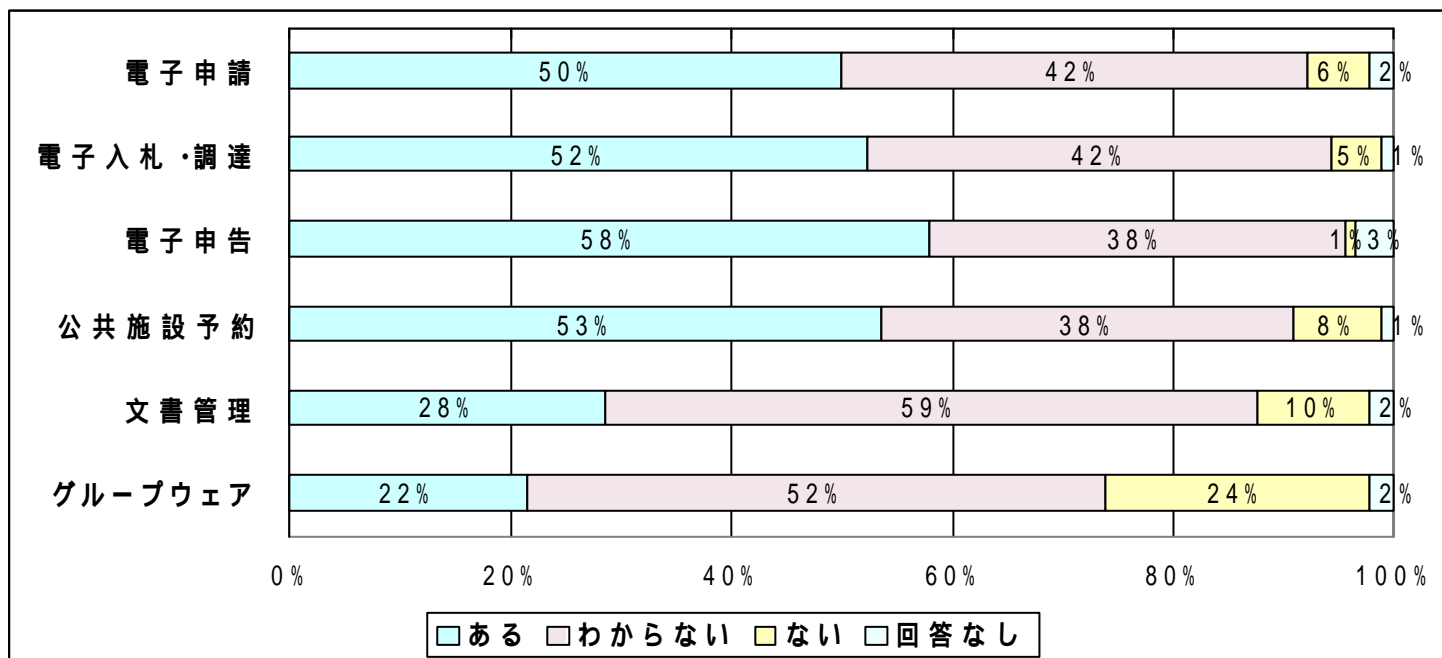
- ・職員のスキルアップ
- ・既存の住民税などの基幹業務システムとの連携
- ・ネットワーク回線の高速化
- ・業務に合わせてシステムを改変するより、システムに合わせて業務の流れを考える発想の転換

4 業務システムの共同運営化

4.1 各業務システムの共同運営化に対するメリットの有無

「電子申請」・「電子入札・調達」・「電子申告」・「公共施設予約」といったフロント系の業務システムの共同運営については、メリットがあると考える市町が多いのに対し、「文書管理」・「グループウェア」といったバックオフィス系の業務については、あまりメリットがあるとは考えていないことがわかる。

「メリットがない」とした理由としては、業務（事務）の共通化など「運用面に関わる事項」を理由としたものが多い結果となった。「公共施設予約」・「グループウェア」では、「すでに導入済みであること」がメリットのない理由に含まれているが、「メリットがある」とした割合が大きく異なるのは、フロント系とバックオフィス系といった業務の性質や、各市町における導入状況による違いと推測される。



4 業務システムの共同運営化

4.3 兵庫県における各業務システムの導入スケジュール感

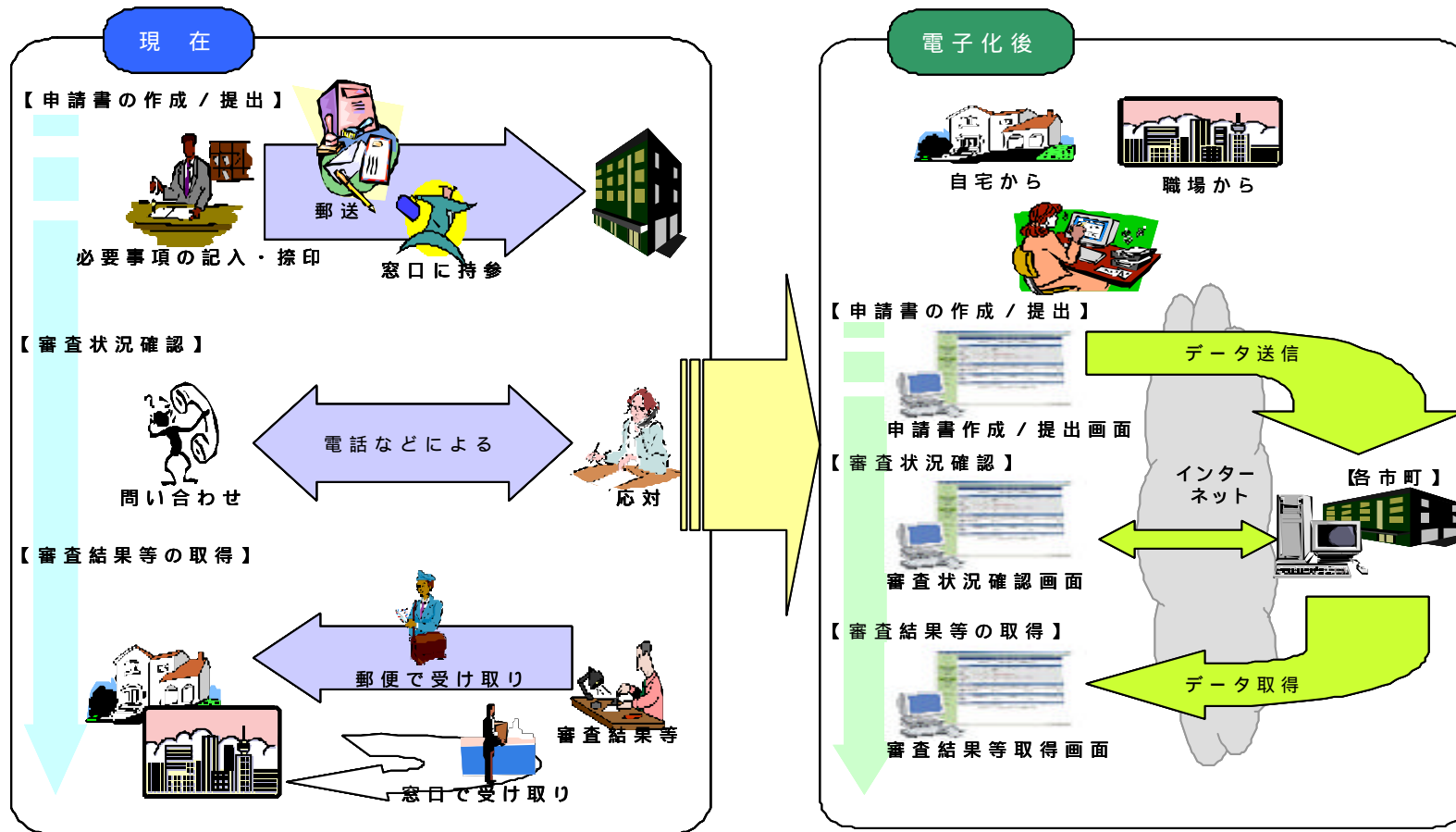
		14年度			15年度			16年度			17		
		7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6
電子自治体推進協議会		調査・検討 (H14.8中間報告 H15.2最終報告)			運営主体 設立								
電子申請システム	県	システム構築		運用開始 機能拡張						共同運営システムとして 運用開始			
	共同				共同利用化検討			移行 / 市町向け機 能追加					
電子入札・調達 システム	県	システム開発 (工事)					試行運用開始 (工事)					共同運営シ ステムとして 運用開始	
	共同			システム構築 (物品)		運用開始 (物品)			機能追加 / 県移行 (工事)				
施設予約システム	県	調査検討		システム構築			共同運営システムとして県のみ 運用開始			共同運営シ ステムとして 運用開始			
	共同						市町向けカスタマイズ						
文書管理システム	県	システム運用中 (H13年度本庁、H14年度地方機構運用開始)											
	共同												

電子入札・調達システムに関して、県の構築する物品調達システムは現在検討中であり、図中において破線としている。

5 電子申請システムの共同運営化

5.1 電子申請システムの業務概要

現在、役所の該当窓口に向き、所定の様式に必要事項の記入・捺印を行い提出している一連の行政手続きをオンラインで行う。



5 電子申請システムの共同運営化

5.2 電子申請システムの業務機能

共同運営システムがサポートする範囲

対象	機能項目	概要
申請者向け機能	様式提供	申請・届出に必要な一覧 / 様式を申請者端末に送信する。
	申請書受付	申請データを受け付ける機能。 到達番号の付与 / 形式審査 / 署名検証 / 納付情報の取得および納付番号の付与 / 到達通知の送信等を行う。
	問合せ	当該申請の一覧とその処理状況を申請者端末に送信する。
	結果通知	申請者に電子メール等で審査結果通知を送信する。
	公文書取得	申請者から指定された通知書 / 公文書を送信する。
市町担当者向け機能	申請書登録	申請・届出の様式を登録する。
	審査支援	担当者端末に申請書や添付ファイルの表示を行い、審査結果入力を行う。 また補正が必要な場合、担当者によって登録された情報を申請者に通知する。
	問合せ	当該申請の一覧とその処理状況、納付状態および審査状況情報を担当者端末への表示を行う。
	決済	納付情報に基づき手数料等の領収済照合を行う。
	公文書管理	通知書 / 公文書にデジタル署名の付与を行い、登録を行う。

市町側で行う業務

機能項目	概要
審査	申請内容について、システムの審査支援機能を用いて審査を行う。
決裁	決裁の必要な申請・届出文書について、関連部署に通知し、決裁を行う。

5 電子申請システムの共同運営化

5.3 電子申請システムを共同運営化することに対するメリットと課題

共同化のメリット	<ul style="list-style-type: none">・短期間でのシステム構築が可能 ハードウェア、基本ソフトウェア、ネットワーク等、システム構築に必要な基本要素をセンタ側であらかじめ備えることにより、システム構築に必要な期間を最小限に抑えることが可能となる。 また、標準化された様式があらかじめ備えられている（かつ利用可能な）場合は、申請書様式提供画面の作成に必要な期間を最小限に抑えることが可能となる。結果的に、早期に行政サービスを立ち上げることが可能となる。・費用削減が可能 共通した基盤環境を共同利用することにより個々の負担費用は削減される。また、システム運用要員を自前で確保する必要がなく、人件費も削減される。・自前の設備環境が不要 ハードウェアの設置場所、電源、空調等の設備環境を自前で用意する必要がない。・専任要員（スペシャリスト）が不要 共同運営することで、システム構築/運用のための専門技術者が不在でも容易にサービス開始が可能。・運用負荷の軽減が可能 運営機関に運用、メンテナンス、保守を任せることで、運用にかかる負荷が大きく軽減される。
共同化の課題	<ul style="list-style-type: none">・様式の標準化 申請書は各自治体で独自フォーマットとなっていることが多く、記載項目を始めとする様式の標準化や、標準化範囲について検討が必要となる。また、XMLタグの標準化についても検討が必要である。・機能の標準化 共同化するため、共同センタの機能の標準化が必要であり、各自治体からの独自要望に柔軟に対応できないことがある。・既存システムとの連携 各市町の既存システムとの連携は、既存システム側で共同センタが提供する標準インターフェースに対応する必要がある。独自開発に比べ、既存システムへの影響が大きくなる（改造範囲が大きくなる）可能性がある。・個人情報保護の問題 手続の内容によっては、申請者のプライバシーに関わる情報も含まれるため、個人情報保護の問題が発生する。・決裁機能の電子化 現在の総務省基本仕様においては、電子的な決裁機能はシステム対象外となっている。市町の利用を考慮すると、決裁機能の電子化ができないと内部事務の負担が大きくなると思われる。・法整備 自治体によって個人情報保護のレベル、システム間のオンライン結合の可否が異なるが、個人情報を自治体外に置くことを禁止している自治体やシステム間のオンライン結合を禁止している自治体もあるため、法または条例、制度の整備が必要となる。・費用負担のあり方 共同運営システムを構築する際の初期費用やサービスを利用する際の利用料に関して、参加自治体での負担割合や途中入会・脱会時の扱いについて検討が必要となる。

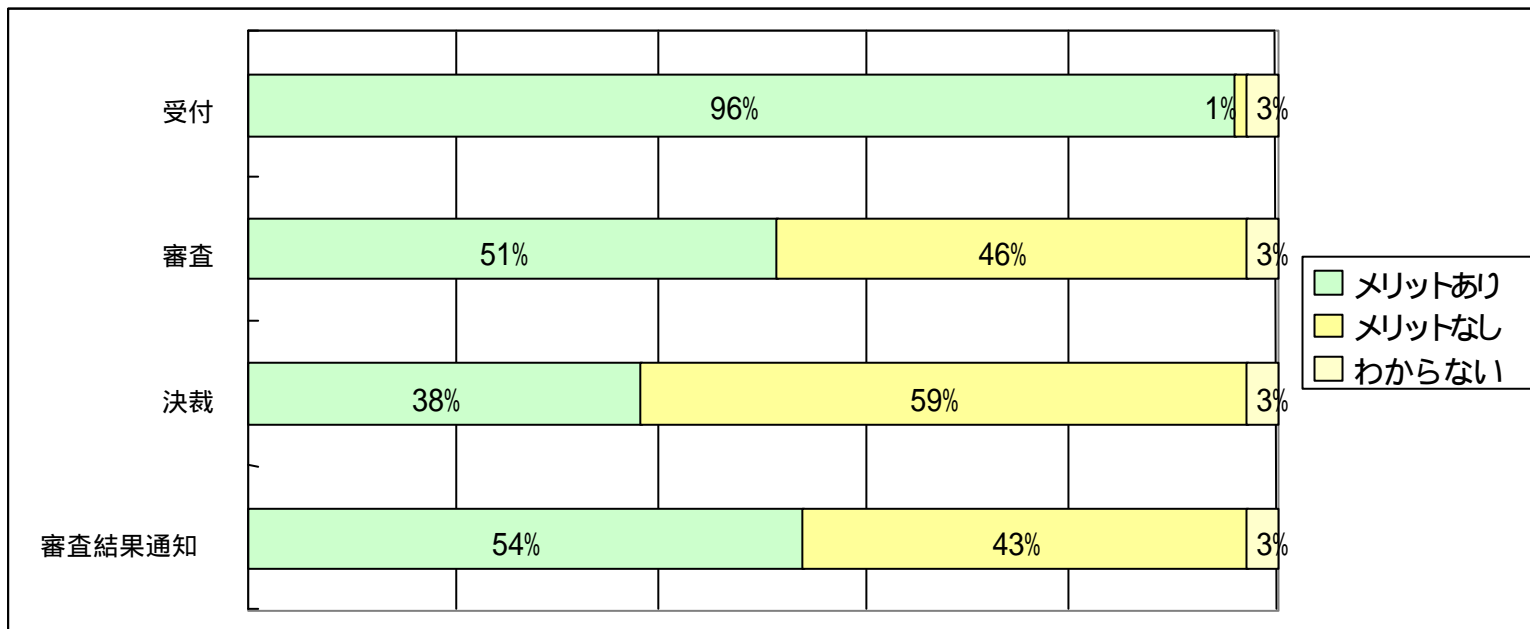
5 電子申請システムの共同運営化

5.4 電子申請システムの共同化範囲

電子申請システムの共同システム化対象範囲についてアンケートを実施した結果、機能別では、「受付」(96%)、「審査」(51%)、「決裁」(38%)、「審査結果通知」(54%)となった。

パターン別では「受付のみ」が最も多く、次いで「受付-審査-決裁-審査結果通知」(全機能)、「受付-審査-審査結果通知」(決裁のみ別)のパターンとなった。

共同運営の対象と考えている機能として、「受付」は必須だが、その他の機能については、市町でバラツキがある。



5 電子申請システムの共同運営化

5.5 各手続の年間受付件数

	1位	2位	3位	4位	5位	市町数合計	手続件数合計
印鑑証明書交付申請	32	39	4			75	3,068,937
戸籍謄本、抄本の交付申請	7	2	58	7	1	75	1,138,609
住民票の写しの交付申請	36	34	4			74	3,590,557
軽自動車税納税証明書交付申請			1	12	11	24	39,881
市・県民税納税証明書交付申請			1	17	5	23(24)	198,667
入札参加資格申請			2	10	11	23	31,914
国民健康保険資格異動届				3	16	29	81,222
固定資産税閲覧・証明書交付申請				10	7	17	69,457
住民異動の届出(転入・転出届)	1		1	5	8	15	269,011
戸籍の届出			1	3	6	10	106,297
印鑑登録申請	1	1	1	3	3	9	178,944
収入申告書				6		6	16,039
国民年金保険料口座振替・自動払込依頼書			3			3	457,107
要介護認定、要支援認定申請					3	3	1,984
国民年金保険料免除申請				1		1	3,540
児童手当現況届					1	1	285
高額介護サービス費支給申請					1	1	405

カッコ付の数値：「市・県民税納税証明書交付申請」が上位5つの手続に入らないが、申請件数が多いとの理由に、電子化する意義が高いとする手続としている市町数を加算した値。

上記の手続以外で「電子化する意義が高いとする手続」としては、「所得証明書交付申請」(3市町)、「道路占用許可」(2市町)が挙げられている。その他には、「職員採用試験受験申し込み」等の手続も考えられる。

5 電子申請システムの共同運営化

5.6 年間受付件数と手続き数

市町の申請・届出に関する手続き数および年間受付件数についてアンケートを実施した結果、件数の多い手続きに関するものについては75市町の回答が得られたが、総受付件数については9市町にとどまった。手続き数においては4市町であった。手続き数や受付件数の実態について、ほとんどの市町が把握できていないといえる。

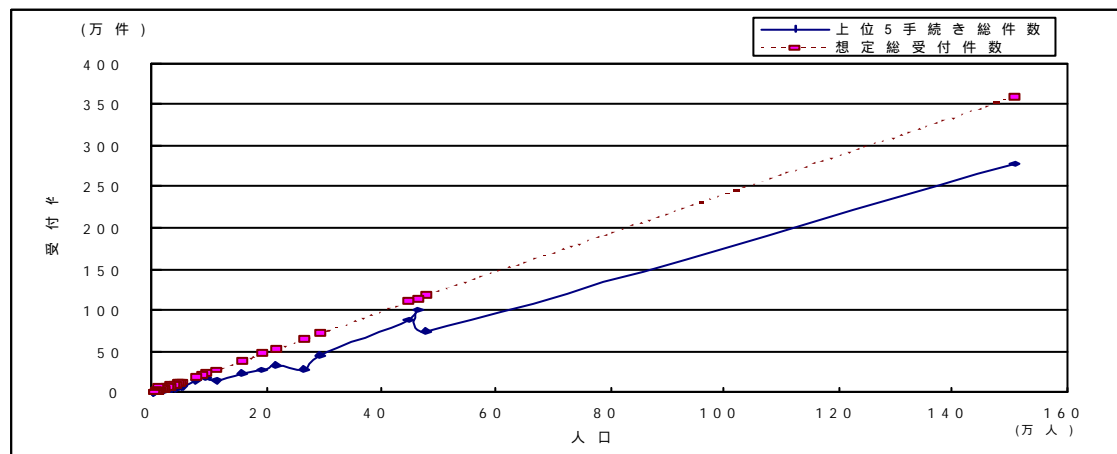
設問	有効回答数	回答率
手続き数	4	5%
年間総受付件数	9	10%
件数の多い上位5手続きの内容および件数	75	85%

(1) 受付件数

受付件数の多い上位5手続きの総件数は930万件であった。総受付件数については、回答の得られた市町の統計データから住民一人あたりの年間申請・届出件数を算出した。

$$\text{住民一人あたりの年間申請・届出件数} = \text{年間総受付件数} / \text{人口} \quad 2.47 \text{ (件)}$$

この数値を基に統計データがない市町の総受付件数の想定値を算出した結果、総受付件数の総合計は1,370万件となった。市町の人口と年間の総受付件数の関係を下図に示す。



5 電子申請システムの共同運営化

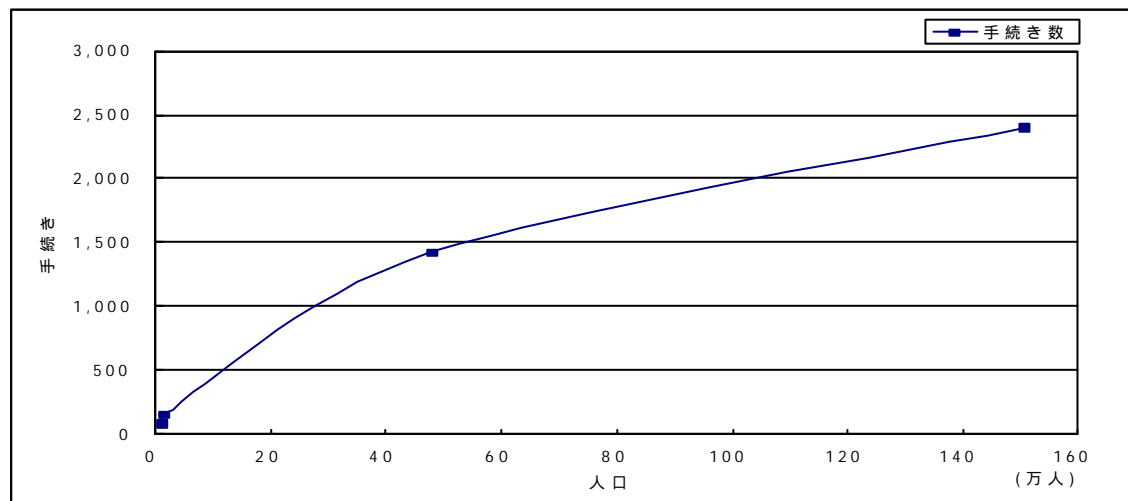
市町の人口規模と平均年間受付件数について下表に示す。

市町の人口規模	平均年間受付件数	
	上位5手続き	全手続き *1)
50万以上	2,781,000	3,600,000
10万~50万	484,123	721,556
3万~10万	95,844	124,387
3万以下	18,200	27,026

*1) 統計データのない市町は人口から想定した値を用いている。

(2) 手続き数

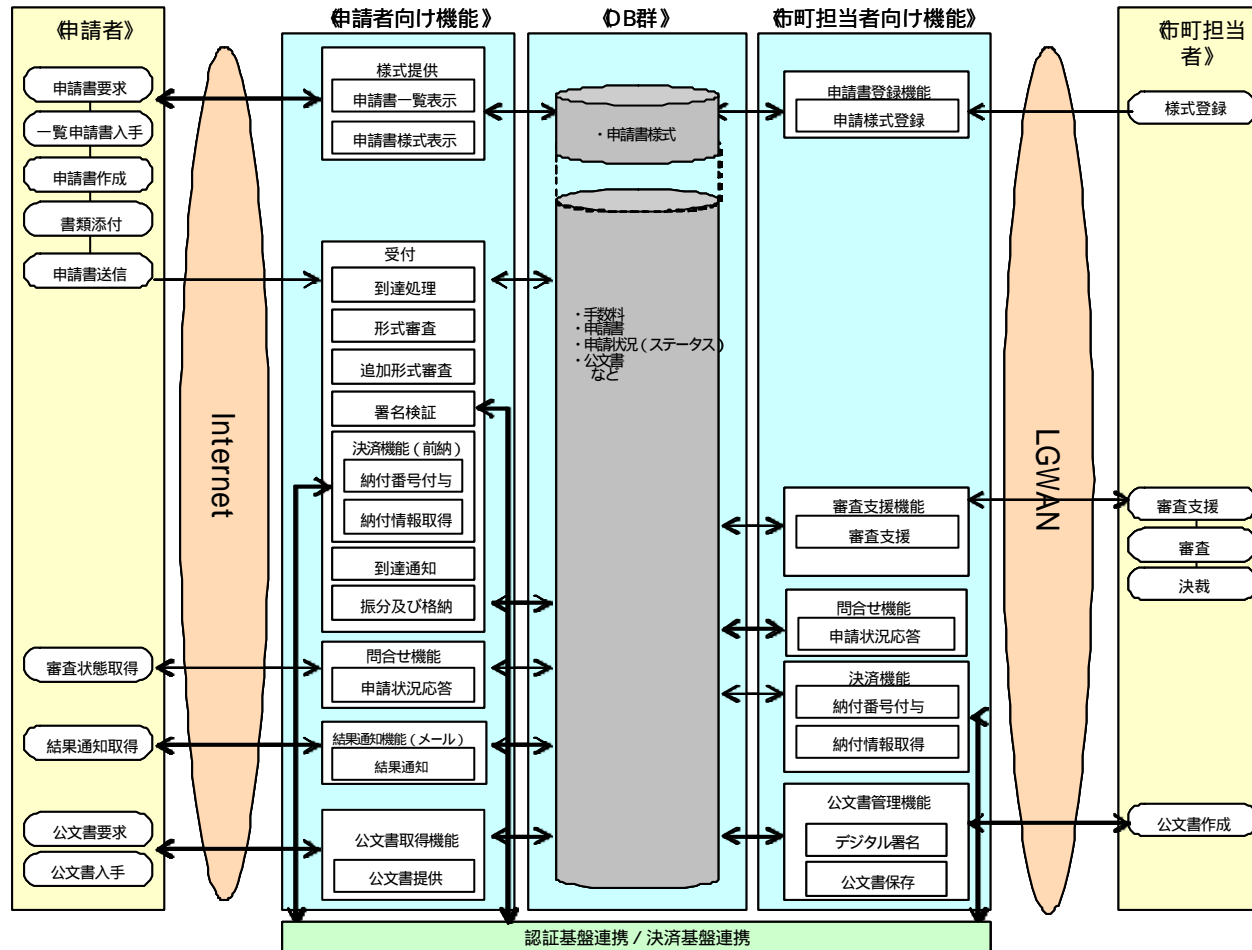
手続き数の統計データは少ないが、政令指定都市、中核都市、人口3万人以下の市町では手続き数にかなりの差異がある。市町の人口と手続き数の関係を下图に示す。



5 電子申請システムの共同運営化

5.7 電子申請業務の機能構成

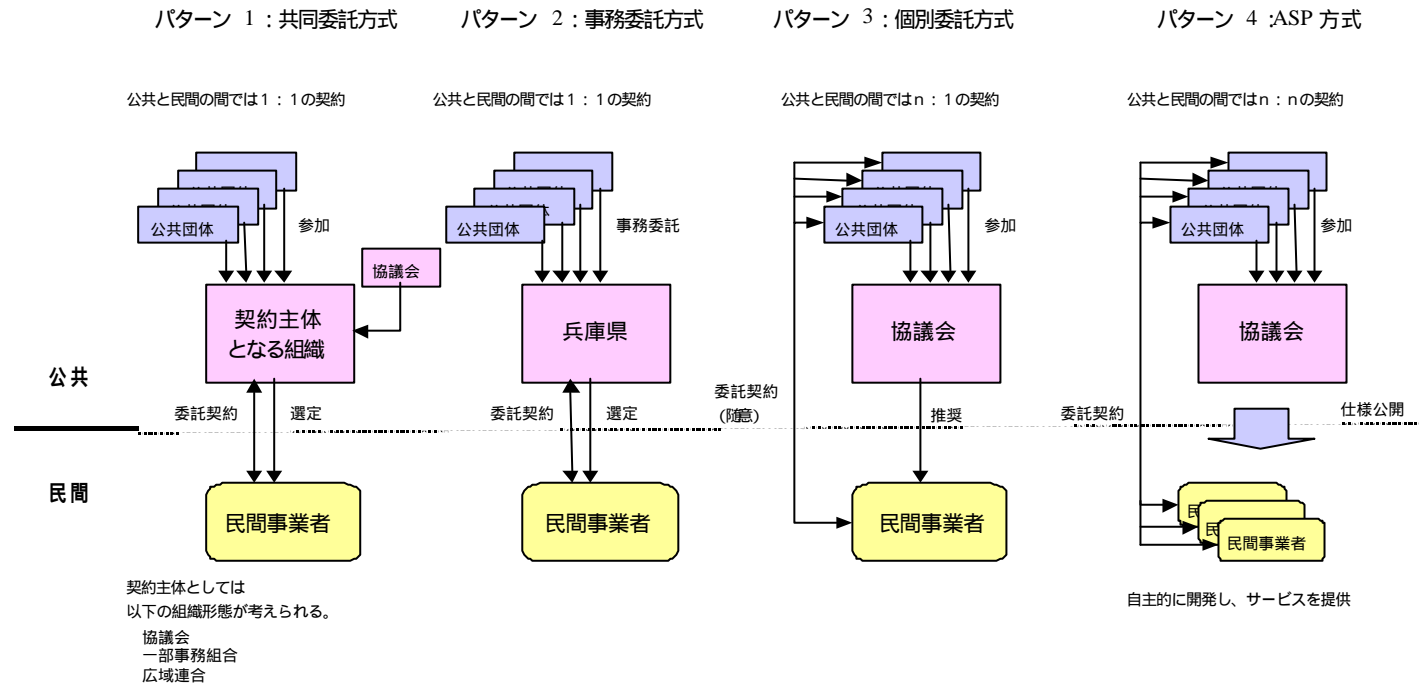
共同利用型電子申請システムの機能構成図を以下に示す。



6 運営方式

6.1 共同運営の契約形態

共同運営を実現する際、公共と民間事業者の間での契約形態については、以下に示す4つのパターンが考えられる。



6 運営方式

6.2 契約形態の特徴

契約形態		公共側	民間側
共同委託方式	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・契約が単独であるため、契約管理が容易になる。 ・必ずしも法人格を有する組織の設立手続きを要しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約が単独であるため、契約管理が容易になる。 ・県内の自治体において規模が大きく整合性のあるシステムの提供が可能となり、効率的で質の高いサービスを提供することが可能となる。
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・参加自治体間の負担割合の決定が煩雑になる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム仕様の共通化のため、契約主体（協議会等）との調整に時間と稼働を要する可能性がある。
事務委託方式	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・契約が単独であるため、契約管理が容易になる。 ・法人格を有する組織の設立手続きが必要ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約が単独であるため、契約管理が容易になる。 ・県内の自治体において規模が大きく整合性のあるシステムの提供が可能となり、効率的で質の高いサービスを提供することが可能となる。
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・参加自治体間の負担割合の決定が煩雑になる可能性がある。 ・責任が兵庫県に集中する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム仕様の共通化のため、契約主体（兵庫県）との調整に時間と稼働を要する可能性がある。
個別委託方式	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・法人格を有する組織の設立手続きが必要ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が単独であるため、県内の自治体において整合性のあるシステムを提供することにより効率的で質の高いサービスを提供することが可能となる。
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・公共団体ごとに契約条件が異なり価格設定が複雑化する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の契約が存在するため、契約管理が煩雑になる。 ・仕様も個別のものになりやすく、管理が複雑化する可能性がある。
ASP方式	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的で質の高いサービスの選択権を有することができる。 ・事業者の競争によりコストの低減が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自由な発想で民間事業者の創意工夫を反映したサービスを提供することが可能となる。
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の横断的システムの整備が促進されない恐れがある。 ・ASPが乱立して、共同化のメリットが小さくなる。 ・民間側の事情により公共サービスが継続できなくなる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マーケットリスクが大きく、事業採算が取れなくなる可能性がある。